

随意契約理由書

件名	舞子ポンプ場 3号汚水ポンプ改修工事
契約の相手方	新菱工業株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>今回改修工事を行う汚水ポンプは、流入した汚水を垂水処理場に送水する設備であり、もし機能不全が発生した場合、市民生活に重大な影響を与えることになる。</p> <p>本改修工事は、長時間の運転により劣化したポンプ本体主要部品の取替を行うことにより、今後の安定的な運転を図るものである。</p> <p>今回改修工事を行う汚水ポンプは、三菱重工株式会社により製造・据付され、本改修工事を行うためには製造会社しか知りえない技術資料及び汚水ポンプ設備としての機能を発揮させるための総合的な調整・整備のノウハウを有している必要があるため、当該機器の製造会社しか履行することができない。</p> <p>製造会社である三菱重工株式会社は汚水ポンプ(上下水道用施設)について、上記業者に事業譲渡しているため、本改修工事は上記業者しか履行することができない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター管理課(垂水処理場)施設係 電話番号 078-752-5017